

高知県専修学校情報機器整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県専修学校情報機器整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 この補助金は、専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の遠隔授業の実施に必要な経費の一部を補助することにより、デジタル技術を活用した高度な教育を提供できる環境を実現させることを目的とする。

(補助金の交付対象、対象経費等)

第3条 県は、専修学校の設置者（学校法人及び準学校法人を除く。以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業に係る補助対象経費は、次に掲げるところによる。

(1) 遠隔授業を実施するために必要な設備整備費のうち知事が認める経費

(2) インターネット回線への接続機能を有する可搬型通信機器（モバイルWi-Fiルーター、LTE対応通信機器（モバイルWi-Fiルーター、USB型LTEデータ通信機器（USB dongle）、SIMカード）の購入費のうち知事が認める経費（初期設定費を含み、1台当たり1万円を上限（1万円を下回る場合は実費）とする。）

(3) インターネット回線に接続し、複数の者が情報機器端末を介して双方向送受信を行う等遠隔授業の実施に当たり必要となるソフトウェアの購入費及び使用料のうち知事が認める経費

3 補助率は、補助事業に係る補助対象経費の2分の1以内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項に規定する補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

- (5) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が前条各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業経費の配分を変更しようとする場合は、別記第2号様式により速やかに知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助事業費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、第5条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団又は暴力団員等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (8) 県税の滞納がないこと。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、規則第7条第1項の規定に基づき申請書を取り下げようとするときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載し

た書類を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業を遂行するため契約を締結し、又は支払を行う場合は、法令の定めに従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的な使用に努めなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事から要求があったときは、補助金の交付を受けた年度の補助事業の状況を別記第3号様式による報告書により速やかに報告しなければならない。

(実績報告等)

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書（以下この条において「報告書」という。）の様式は別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業を完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 設置者は、第7条第7号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 設置者は、第7条第7号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第12条 設置者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は設置者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(附 則)

1 この要綱は、令和2年8月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。なお、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第4号、第11条第3項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。